

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

本年の給与改定に伴う「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が本日公布されました。また、これに伴い、職員の給与の支給等に関する規則及び技能職員の給与及び旅費に関する就業規則についても一部改正されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内の学校長及び教職員に対して周知してまいりますようお願いいたします。

記

第1 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正し、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額を改定する。

2 主要な内容

(1) 給料表の改定

別添1のとおり、初任給を1,600円、若年層についても同程度引上げ、その他は、それぞれ200円の引上げを基本に改定

(小学校・中学校等教育職給料表、高等学校等教育職給料表、行政職給料表、医療職給料表(2))

(2) 宿日直手当の改定

勤務1回に係る支給額の限度を次の表のとおり引上げ

区分		勤務1回に係る支給額（限度額）	
		現 行	改正後
標準的な宿日直勤務	通常の宿日直勤務	4,200円	4,400円
	人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務のうち公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるもの	5,900円	6,100円
執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合の宿日直勤務	通常の宿日直勤務	6,300円	6,600円
	人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務のうち公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるもの	8,850円	9,150円

(3) 期末手当及び勤勉手当の改定

平成30年12月期及び平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引上げ

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数					
						平成30年度			平成31年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.275	月 1.275	月 2.55
		勤勉手当	月 0.775	月 0.775	月 1.55	月 0.775	月 0.825	月 1.60	月 0.80	月 0.80	月 1.60
		計	月 1.975	月 2.125	月 4.10	月 1.975	月 2.175	月 4.15	月 2.075	月 2.075	月 4.15
再任用職員	一般職員	期末手当	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.687	月 0.688	月 1.375
		勤勉手当	月 0.385	月 0.39	月 0.775	月 0.385	月 0.415	月 0.80	月 0.40	月 0.40	月 0.80
		計	月 1.025	月 1.125	月 2.15	月 1.025	月 1.15	月 2.175	月 1.087	月 1.088	月 2.175

3 施行期日等

平成30年12月25日から施行し、2の(1)及び(2)は同年4月1日から、2の(3)のうち平成30年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。ただし、2の(3)のうち平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは、平成31年4月1日から施行する。

第2 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正

1 主要な内容

(1) 給料表の改定

ア 現行の給料表を別添2のとおり改定

イ 現給保障を受けている技能職員の給与は現給保障の額に平成29年及び平成30年の給与改定を踏まえて調整を行った額を加算

(2) 調整基本額の改定

1級 6,100円(現行 6,000円)に引上げ

(3) 初任給基準の引上げ

初任給の基準を別添3のとおり引上げ

## 2 施行期日等

平成30年12月25日から施行し、1の(1)及び(2)は、同年4月1日から適用する。ただし、1の(3)は、平成31年4月1日から施行する。

## 第3 職員の給与の支給等に関する規則の一部改正

### 1 主要な内容

#### (1) 宿日直手当の改定（勤務1回に係る支給額を次のとおり引上げ）

規則第1項に規定する勤務 4,200円→4,400円

規則第2項第6号から第8号までに掲げる勤務 5,900円→6,100円

規則第2項第9号に掲げる勤務 5,100円→5,300円

#### (2) 調整基本額を次のとおり引上げ

小学校・中学校等教育職給料表

3級 11,700円→11,800円

## 2 施行期日等

平成30年12月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

## 第4 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

### 1 主要な内容

各給料表の初任給の基準を別紙3のとおり引上げ

## 2 施行期日等

平成31年4月1日から施行する。

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課  
給与担当 TEL：088-821-4906